

## 保険情報

2026年6月発行

アルケア商品に関連する保険情報をまとめました。ご参考ください。

## フラクチャーケア

## ●ギブス 令和8年厚生労働省告示第69号

## 通則

- 既装着のギブス包帯をギブスシャーレとして切割使用した場合は各区分の所定点数の100分の20に相当する点数を算定する。
- 区分番号J123からJ128までに掲げるギブスをプラスチックギブスを用いて行った場合は当該各区分の所定点数の100分の20に相当する点数を所定点数に加算する。
- 6歳未満の乳幼児に対して区分番号J122からJ129-4までに掲げるギブスの処置を行った場合には、乳幼児加算として、当該各区分の所定点数の100分の55に相当する点数を所定点数に加算する。

J122	四肢ギブス包帯	1 鼻ギブス	310点
		2 手指及び手、足(片側)	490点
		3 半肢(片側)	780点
		4 内反足矯正ギブス包帯(片側)	1,140点
		5 上肢、下肢(片側)	1,200点
		6 体幹から四肢にわたるギブス包帯(片側)	1,840点
J123	体幹ギブス包帯		1,500点
J124	鎖骨ギブス包帯(片側)		1,250点
J125	ギブスベッド		1,400点
J126	斜頸矯正ギブス包帯		1,670点
J127	先天性股関節脱臼ギブス包帯		2,400点
J128	脊椎側弯矯正ギブス包帯		3,440点

## ●特定保険医療材料「副木」 令和8年厚生労働省告示第73号

分野番号・分野名	機能区分名	材料価格	弊社該当商品
056 副木	(2)形状賦形型 ①手指・足指用	¥118	アルフェンス 10号～13号
056 副木	(2)形状賦形型 ②上肢用	¥410	アルフェンス 1号～3号
056 副木	(2)形状賦形型 ③下肢用	¥648	該当なし
056 副木	(2)形状賦形型 ④鼻骨用	¥5,140	アルフェンス・NS
056 副木	(4)ヒール	¥362	該当なし

アルフェンス：一般医療機器／単回使用パッド入り副木／医療機器届出番号：13B1X00207000023

アルフェンス・NS：一般医療機器／単回使用パッド入り副木／医療機器届出番号：13B1X00207000046

## ジョイントケア／体幹装具・腰部装具

## ●腰部、胸部又は頸部固定帯 令和8年厚生労働省告示第69号

J119-2	腰部又は胸部固定帯固定(1日につき)	35点
J200	腰部、胸部又は頸部固定帯加算(初回のみ)	170点